

働く青少年に

ゆたかな余暇活動を

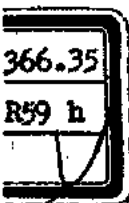
—昭和42年度働く青少年の

福祉運動にあたって—

労働省婦人少年局

パンフレット No.62

昭和42月11月



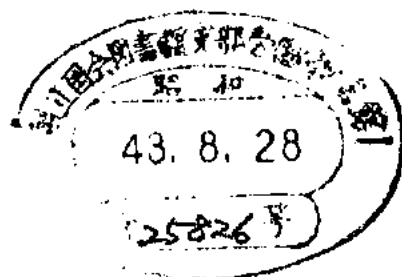


266.45
R59h

労働省では、例年11月1日から12月31日まで「働く青少年の保護運動」を実施し、41年度までに回を重ねること20回に及びました。本年度は従来よりも高い年令層をふくめ「働く青少年の福祉運動」を実施します。

このパンフレットは、本年の「働く青少年の福祉運動」でとりあげた「全暇活動の振興」という目標についてその趣旨やねらいの解説をこころみたまものです。

この運動を契機として、社会一般とくに年わかいひとびとを使つておられる使用者やその団体が、それぞれの立場から、働く青少年の福祉の向上とくに働く青少年に充実した余暇生活をもたせるための具体的な施策を前進させる上で、このパンフレットが何らかのヒントを得られる役割を果せばまことにしあわせです。



目 次

I 働く青少年の福祉運動と本年の目標 について	1
II 働く青少年と余暇	3
(1) 働く青少年にとって「余暇」は 重要な意味をもっている	3
(2) 働く青少年は「余暇」をどうすごしているか.....	5
(3) 働く青少年の余暇活動をすすめよう	8
III 働く青少年にゆたかな余暇活動を	11
(1) 余暇時間の確保のために.....	11
(2) 働く青少年に余暇活動の場を.....	12
(3) 働く青少年のグループづくりのために.....	16
(4) 働く青少年の余暇活動行事を計画しよう.....	17

I 働く青少年の福祉運動と目標について

1 働く青少年の福祉運動とは

現在日本産業の各分野で働く20才未満の年わかいひとびとは約430万を数えます。また18才未満の年少労働者152万人が各種の事業所に雇われて働いています。このひとびとは、現在の日本産業を支える一つの力であるばかりでなく、近い将来産業発展の中核となり、また次の世代をになつて日本の社会を支えるべきひとびとです。

働く青少年の福祉運動は、この人びとが職業生活を通してその能力を十分に発揮し、よき産業人・社会人として成長するように、彼ら自身の自覚をたかめるとともに、働く青少年の福祉の向上について、使用者はじめ社会のみなさんの理解と協力を願う運動です。

労働省では、昭和22年11月1日、年少者の保護規定をふくむ労働基準法の施行を機として、例年11月1日から10日まで「働く年少者の保護運動」を実施してきました。

次代をになう人びとのすこやかな成長をはかるためには、18才未満年少者の労働保護は、いうまでもなく基礎的な欠くことのできない問題であります。しかし近時の複雑な社会的諸様相の中では更に広い見地から福祉の問題を考える必要があります。また高校を卒業して就労した人びとについても、各種の配慮が必要な社会情勢です。すなわち中卒高卒をふくめ、一応成人年齢に達するまでは、この人びとに対して適切な保護、援助、指導が望まれるのです。そこで本年は「働く青少年の福祉運動」として従来より更に発展的な方向を求めることにしました。

2 目標について

本年は「働く青少年にゆたかな余暇活動を」という標語をかけた「余暇活動の振興」を目標に本運動を展開します。

近時労働条件の改善とくに労働時間の短縮によつて余暇時間が増える傾向に

あります。一方では技術革新の進展とともに、作業の分化、単純化が促進され、その中で生じる人間疎外現象から人間性を回復し、自己発揮を行なう機会がますます必要となつています。こうしたことから、余暇時間の活用ということがとくに重視されなければならない現状となりました。

とくに青少年は心身ともに成長期にあるので、余暇時間の活用のあり方如何は、その人間形成に大きな影響をもつものです。

しかし、いわゆる産業レジヤブームの反面、働く青少年のための施設や余暇利用についての指導援助は十分には行なわれておらず、働く青少年の余暇生活は必ずしも望ましい姿を示しているとはいえません。また小零細企業などでは、まだ余暇時間の確保の点でも問題が残されているとともに、福祉施設にも恵まれず、健全な余暇活動のための条件は十分でないのです。

働く青少年の健やかな成長のため、職場内の労働条件をととのえとともに余暇時間のあり方についても配慮をはらい、単に非行防止という消極面からでなく、積極的に成長に役立つようなすどし方をすすめたいものです。

これらの点から、本年の運動目標を上記のように定め、使用者はじめ社会一般の理解と協力のもとに必要な条件整備を行なつて、働く青少年がそれぞれの個性に応じ、その余暇にスポーツ、文化活動など、各種の余暇活動を自主的、積極的に行なうことをすすめることとしたものです。

健全な余暇のすどし方を青少年自身が見出し、その自発的な活動の中でゆたかな人間性を養い、創造的な能力を伸ばして、健全な産業人・社会人に成長することができるよう、そのための条件整備と必要な援助を、各方面に期待するものです。

Ⅱ 働く青少年と余暇

1 働く青少年にとって「余暇」は重要な意味をもっている

日本ではかつて「働くことが善で、ヒマは無駄な時間」、せいぜい「休みは必要悪」という考え方が支配的でした。最近社会一般に余暇ムードがあつて、仕事より余暇を重視する傾向がみられるという批判もあります。しかし、たとえは次表の東京教育大学の職場レクリエーションに関する調査でのアンケート結果では、圧倒的な比重をもつのは(3)の「きめられた時間はきちんと働くが、仕事ですんだら……レジャーを楽しみたい」という仕事と余暇を生活の中で両立させていく、いわば合理主義的態度であり、「働くことのみに生きる」純粋な仕事中心主義や「楽みのために労働を手段とする」純粋な余暇中心主義は、少なくなっています。(1)の「暇があればもつと働く」という「稼ぎ」中心のものが年齢が高くなるにつれ高率となり、(3)は若いほど高率です。若いものは遊ぶことばかり考えていると批判されがちですが、(4)の多きをみればその傾向は支配的とはいえません。

余暇と労働に対する考え方

項 目	年 令					
	50才以上	40549	30539	25529	20524	15519
(1) 自分が勤めているのは楽しみや生きがいのためではなく、食べてゆくためである。暇があればもつと働くべきだ。	21	17	13	9	4	2
(2) 自分は働くことに生きがいを感じているのでレクリエーションで楽しみをもとめることなどはどうでもよい。	5	4	2	5	2	0
(3) きめられた時間はきちんと働くが、仕事ですんだら仕事のことなど忘れてしまつて、レジャーを楽しみたい。	60	61	72	72	78	78
(4) 自分がいちばんしたいのは楽しい余暇活動である。働くのはそれに必要なかねをもうけるためである。	5	3	2	4	6	5
(5) その他	0	6	5	7	5	8
(6) 不 明	10	9	7	4	4	8

資料出所 昭39東京教育大学「職場レクリエーションに関する調査」(日本生産性本部「余暇と労働」より)

同種の他の調査をみても、傾向としては同様のことがいえ、「仕事」と「余暇」を生活の中で両立させていこうとする、いわば合理主義的態度が、若い人びとの中に多くなっているのです。これは、現代産業社会における労働のあり方と深い関係をもつものです。

1日の労働による疲労の回復や緊張からの解放が、労働力の再生産に必要なことはいうまでもありません。ことに最近の作業態様の変化—作業の分化、単純化は、働くものが「創造」の喜びを感じることを困難なものにし、テンポの早い共同作業や監視業務は、心身の強い緊張を要求します。労働・作業の中に人間が埋没してしまうこのような傾向は、技術革新の進展に伴って一層強くなるでしょう。そして「余暇」は働くものが健康を保つというためだけでなく、人間としての自分を取りもどし、人間が人間らしく生きるために、一層大きな意味をもつようになりましょう。

とくにこれら伸びていかなければならない青少年にとっては、単に現在の労働力の再生産と人間回復をはかるというだけに止まらず、積極的に余暇を職業人としての人間形成に役立てるという重要な課題があります。そこには、青少年が生きがいを感じるような、健康な美しい生活を自ら生み出すような人間的生活の場がなければならないでしょう。

労働のつかれをいやし、十分な休養をとつて、元気にあすの働きにつくために ———— 若いからだを健康にたくましくきたえるために ————

いろいろ趣味やかずかずの楽しみで、日日の生活をゆたかに人間らしく生きるために ————

将来の希望のため生活設計をたて、計画の実現に必要な努力をするために
働く青少年にとって余暇時間は決してむだな、あまつた時間ではなく、重要な意味と積極的な役わりをもつものです。

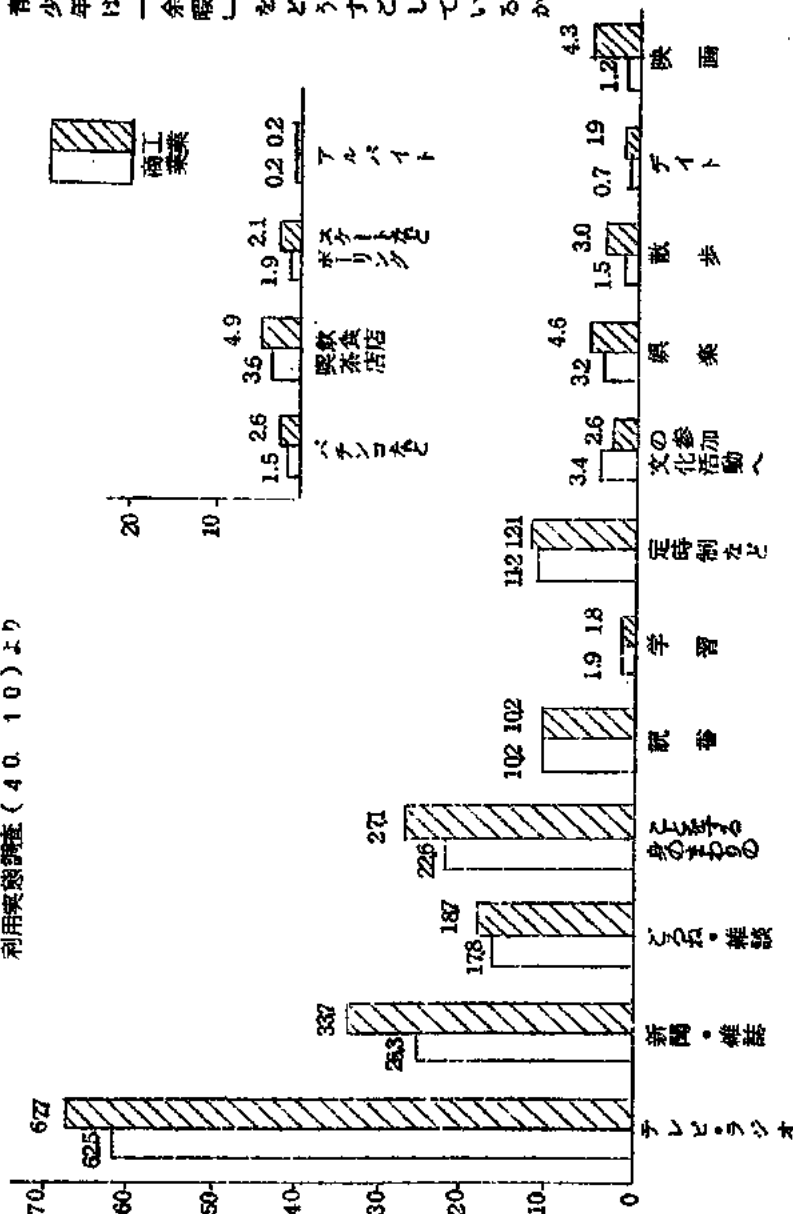
二 働く青少年は「余暇」をどう過ごしているか

平日の余暇の過ごし方(だいたい毎日すること)(M.A.)

名古屋市内における流入勤労青少年の余暇

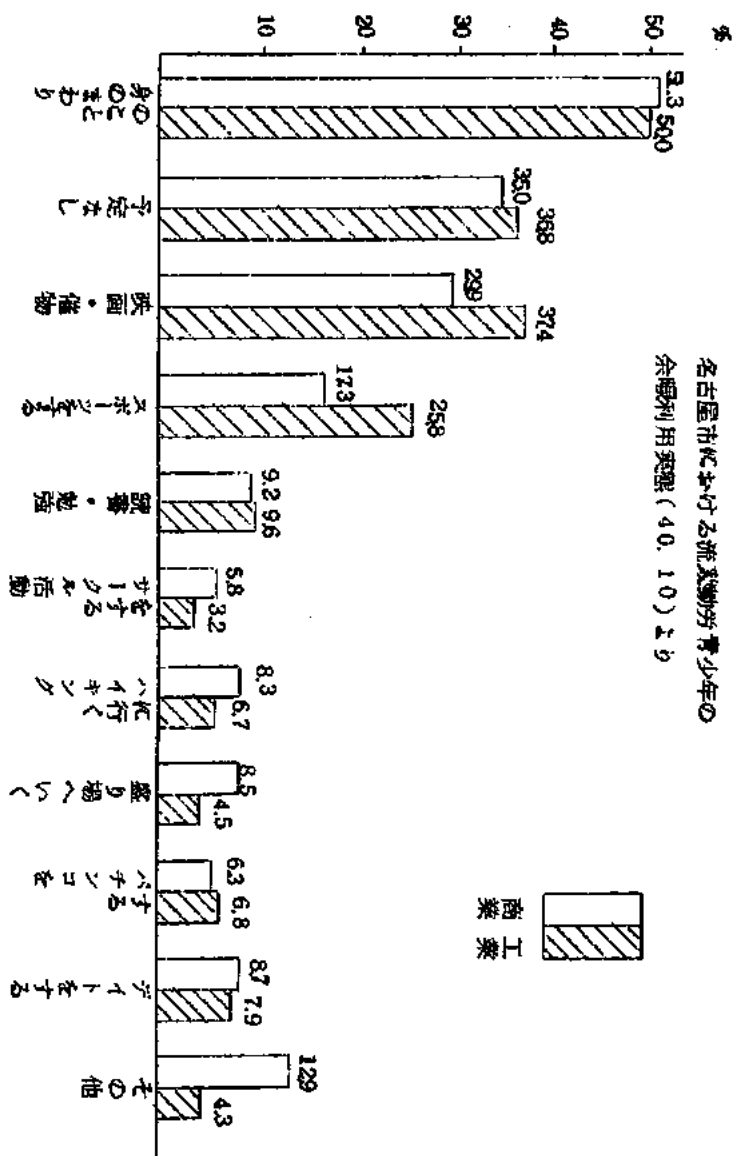
利用実態調査(40,10)より

%



日曜日になにをするか (M・A・C)

名古屋市における流業勤勞青少年の
余暇利用実態 (40. 10) より



東京都中小企業若年労働者の休日の過ごし方

ラジオ・テレビを見る、聞く	38.6	%
新聞、週刊誌、雑誌などを見る	4.2	
読書・勉強	9.7	
旅行・登山・スポーツをする（見に行く）	18.8	
碁・将棋・マージャン・パチンコなどをする	3.7	
手芸・和洋裁・生花・絵・音楽・おどりなどをする（習う）	7.0	
映画・演劇・ショウなどを見に行く	51.7	
家族や友人と雑談する・会う	22.6	
買物に行く・街をぶらつく	24.7	
掃除・洗濯	26.0	
ぼんやりしている（休養する。何もしない）	28.4	
帰省する	1.5	
回 答 計（M・T・）	236.4	%

（注） 1人平均2.4の回答をしている

資料出所 総理府広報室「年少労働者の生活と意識に関する調査」
昭・39・8

「青少年の余暇活動のための施設に関する世論調査」（昭・42・12総理府広報室）でも、いろんな問題点がみられます。

- ① 余暇の主な過ごし方については、一般に平日休日ともマス・コミとの接触が大きな比率をしめていますが、家庭を離れて寮生活をしている者に「勝負事」をあげた者が多いことは注目されます。
- ② 余暇を過ごす場所は「自宅」が圧倒的に多いのですが、家族と離れている者に商業娯楽施設（映画館、喫茶店、パチンコ店、マージャン屋等）の利用

度が高いこと、一般に公共施設の利用が少ないことなどが注目されます。

3 働く青少年の余暇活動をすすめよう

(1) 余暇の活動的な過ごし方を

余暇時間にぼんやりすごす(休息、何もしない)ことも必要でしょう。またラジオ・テレビを見る聞くというのがあるが、悪いともいえません。過重労働で疲れが甚だしい、金がなくて何もできないという条件の中では、そうなり勝ちだし、またラジオ・テレビも、一番安易な気分転換法であり、知識や教養にプラスするものも少くないといえるでしょう。しかしこれだけでは余暇を積極的に自分のものとしようという態度とはいえないでしょう。活動的な青少年としてはこれだけでは不十分だし、健康的でもありません。「自ら」何かを「考え」「する」余暇活動を自主的積極的に行なうことが望ましいのです。

ところで、そのような余暇活動にはどんなものがあるかといえは自分の職業以外のことならあらゆる自発的活動は(反社会的なものでない限り)余暇活動になり得ます(例えば大工以外の人が大工仕事をするなど)。ある本にはその範囲をざつと次のように例示してあります。

- ① 体育 — 運動競技、弓術、ボート等
- ② 音楽 — 声楽、器楽
- ③ ゲーム及び社交的活動 — ゲーム(活動的、静的、知的、音楽的など)
および社交会やダンス等
- ④ 劇
- ⑤ 美術及び技芸 — 手工、絵画、写真等
- ⑥ 一般趣味 — 収集、和歌、俳句、手品、人形芝居、手相術
- ⑦ 知的活動 — 討論、公開討論、読書研究
- ⑧ 野外活動 — キャンピング、ハイキング、登山、園芸、自然研究

(2) どんな時にどんな活動をするか

余暇時間にもいろいろあり、それぞれに異つた意義があります。余暇活用もそのねらいにそつて活動の内容を考えるべきでしょう。

イ 日日の終業後の余暇は労働による心身の疲労の回復に重点をおいてすごすべきです。そこで、

- 心身の疲れをほぐす軽い運動 — 散歩、体操、ピンポン、フォークダンスなど
- 音楽、とくに歌う、演奏、レコード鑑賞
- 好きな読書
- けいこ事 — お花、お茶、将棋、書道
- 仕事上必要な、又は一般教養の勉強 — 定時制通信制就学球算講座など
- ど、しょうぎなどのゲーム

ロ 週休は？ 週間の疲労の回復と週末に仕事から解放されたくつろぎをもつことに意味があります。そこでなるべくふだんと異つた生活ができたらと思います。

- まとまつた時間をかける各種スポーツ、特に集団でやるもの
- 日帰りハイク、つり、郊外の写生や写真撮影
- 仲間の集会
- 施設慰問、公共の場の掃除などの社会奉仕

ハ 年次休暇は、単に一年の疲労の回復というより、もつと積極的に「休息・娯楽および能力の啓発のための機会」となるべきでしょう。故郷をはなれて働く青少年にとつては、帰郷の機会でもありましようが、つねづね自分のしたいことを計画しておき、無計画に平素の休日と同様にすごしてしまうことがないようにしたいものです。

- 泊りがけの旅、登山、単に観光だけでなく、自然や史跡の探訪、郷土史や地学の研究などの目的をもつて行く
- 通信教育をうけている人はスクーリングのためにあてる

ニ まとまつた時間がなくとも、おりにふれても余暇活動はできます。わずかの時間あるいは他の活動をしながら、趣味の活動はできるのです。

- 植物、石、貝がら、玩具などのコレクション

- 動植物の飼育
- 和歌、俳句、文章をかく
- 模型づくり、手芸など

働く青少年が行動半径を大きく「何でもしてやろう」という中から、豊かな人間性を養い、また個性を伸ばして行くことができるようにしたいものです。

Ⅲ 働く青少年にゆたかな余暇活動を

余暇時間の確保のために

ここ数年労働組合の要求や労働力の確保・定着などのための企業側の努力による労働条件改善の一環として労働時間短縮の動きがあります。しかし現実には産業の種類や規模によつていちぢるしい差がみられ、また日本の企業になかば固定化した残業の問題があつて（大都市では通勤時間の延長問題も）、名目的な労働時間の短縮の傾向があるとはいえ、欧米諸国に比べればまだまだ問題がありましよう。「余暇はどろね」というのもこれと無関係ではありません。十分な休養をとつた上で、能動的な余暇活動を行なうためには、まず十分な余暇時間の確保が必要です。そのためには、法律上の「労働時間の規制」は最低守らねばならないことです。

(1) 労働時間・休けい・休日・有給休暇に関する労働基準法の定めをまもりましよう。

- 15才から17才の年少者を1日8時間以上働かせてはいけません。ただし、1週間の働く時間の合計が、48時間をこえない限りで1日の働く時間を4時間以内にするとときは、他の日を10時間まで延ばすことができます。
- 12才から14才の年少者の働く時間は、学校の授業時間を含めて1日7時間以内となつています。
- 働く時間が8時間までのときは、45分間、8時間以上のときは、1時間の休けい時間を与えなければなりません。
- 1週間に1日は休みを与えなければいけません。
- 1年間の働く日の8割以上働いたものには、次の年に、6日間の有給休暇を与えなければいけません。この休暇の日数は働いた年数が1年増す毎に、1日増えることになつています。

(2) これらの「労働時間」以外の時間を、青少年たちが自由に使えるように配慮しましよう。

- 休けい時間に雑用をさせたり、終業後雇主の家事をやらせたり、命令する方は気やすいつもりでも、青少年の余暇のプランをみだすことになります。
- 年次有給休暇は、法律では必ずしも連続して与えなくてもよいのですが、青少

年が余暇活動の計画の見とおしもたないようでは、その目的は達せられないでしょう。与え方に配慮が必要だと思います。

2 働く青少年に余暇活動の場を

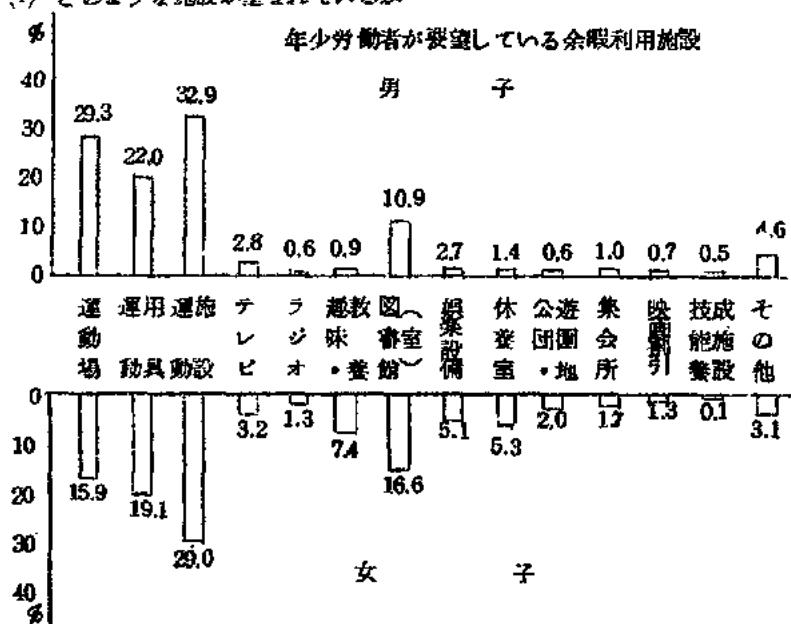
余暇時間の増大や消費構造の変化などから余暇利用施設の需要が増えていますので、余暇利用施設の発達、普及はいちじるしく、企業や企業団体に設置しているもの、公共的なもののほか、商業ベースによる施設も急速にふえています。

しかし、商業施設の中には青少年の利用上好ましくないものもあり、企業施設は大規模事業場にかたより、また青少年に適したもの、内容が充実したものとなれば、更に少なくなります。

公共の施設は、また量的な不足と利用する青少年に対する指導者や相談相手の不足などの問題もあります。

青少年の利用に適した施設を、適した場所につくり、内容を充実して行くことが、企業、企業団体、社会一般のすべてが考えなければならない問題です。

(1) どのような施設が望まれているか



「青少年の余暇活動のための施設に関する世論調査」(40・12総理府広報室)によると「近所に適当な場所がない」という不満が多く、作る場合の条件として「ふんい気がよい」「近所に」などの要望がみられます。種類としてはスポーツ施設が多く望まれています。

(2) 青少年が利用できる公共施設

① 勤労青少年ホーム

中小企業に働く年少者の余暇善用の場、いこいの場、またその生活指導を行なうために、地方公共団体が設置運営している総合的福祉施設です。ホール、講習室、図書室、集会室、娯楽室、休養室、相談室、軽運動室、浴室又はシャワー設備があり、次のような事業を行なっています。

- (1) 一般教養、実務に関する講演会、講習会、座談会等の開催
- (2) 生活相談、職業相談、苦情処理、就職後の補導
- (3) 趣味、教養、娯楽、運動の設備等の利用の提供
- (4) グループ活動及び年少者の保護福祉のための活動に対し、施設、設備の利用提供など

全国で70の施設があります。

所在地等くわしいことは婦人少年室に問い合わせてください。

② 青年の家

国立、公立とも、青少年の団体宿泊研修がその基底になつてゐる社会教育施設です。青少年のグループ活動(5人以上)による利用のほか、地域、戦域のグループリーダー養成(国立)中小企業に働く青年研修、職業技術研修新規就職者研修(公立)などを行なっています。国立のものは5カ所、都道府県立61カ所、市立36カ所、町村組合立17カ所などがあります。

③ ユースホステル

青少年が自力で簡素な野外旅行を行なつて、心身の発達と知識をひろめ、また規律ある共同生活によつて良い習慣を体得することを目的とした宿泊施

設です。全国で513施設あります。

そのほか、体育館、公民館、図書館、博物館などもあります。

これらの施設は、利用に際しても無料または低額な経費ですみます。働く青少年の余暇活動のために大いに利用をすすめたいものです。

(3) 企業の福祉施設

青少年の余暇活動に使うことのできる企業内の教養娯楽施設や体育施設の設置状況には、企業規模により明らかな格差がみられます。

規模別教養娯楽施設の設置率（％）

	教養娯楽施設計	図書室	教養施設	ホール	娯楽室	保養施設	指定館
計	92.4	5.9	1.7	3.7	23.9	14.3	10.9
500人以上	98.7	41.7	15.9	25.2	53.7	64.8	44.6
100～499人	94.8	12.4	3.9	7.1	32.1	22.6	14.0
30～99人	91.5	2.7	0.5	1.9	20.4	10.0	8.8

資料出所 労働統計調査部「企業福祉施設調査」39・10

規模別体育施設の設置率（％）

	体育施設計	運動場	野球場	排球場	体育館	卓球場	共同体育施設
計	67.1	5.2	4.1	7.3	0.8	9.2	1.6
500人以上	96.8	32.2	31.5	50.1	14.7	30.8	3.6
100～499人	83.1	8.4	6.9	13.0	1.1	15.5	2.2
30～99人	61.4	3.3	2.2	4.0	0.2	6.7	1.4

資料出所 同上

中小企業の場合、企業独自でこれらの施設を設置することは困難でしょうしまた効率的でない面もありましょう。そこで商工会議所や協同組合などの中小企

業団で設置するなど、事業主が共同で、会館、娯楽・体育施設などをつくっているものもあります。

福祉施設をつくる場合は、次のような融資制度を利用することもできます。

福祉施設（余暇善用施設をふくむ）融資制度一覧

機関別	融資制度	対象者	貸付対象施設
住宅金融公庫	産業労働者住宅融資	従業員5人以上の事業者および事業者に付随する団体	共同住宅（世帯者住宅）および共同宿舍（独身寮）等、共同宿舍には、原則として、洗濯設備、食堂、炊事室、浴場、休養室、集会室、管理室を設けること。
	中高層耐火建築物資金貸付	個人もしくは法人	
年業金福祉事団	厚生年金生活年金国民年金国民健康保険年金	特別地方債分	住宅、病院、診療所および同附属宿舍、保養所、休養所施設、体育館、図書館、給食施設、老人ホーム、肢体不自由者更生施設、母子ホーム、児童会館等
		年金福祉事業団体	
雇用促進事業団	雇用促進事業団融資	公共職業安定所を通して労働者を雇入れる事業主およびその団体	労働者住宅、衛生室、浴場、洗面所、理容室、労働者の健康を保つための施設、給食施設、図書館、売店、事業内職業訓練を行なうための施設等
中小企業退職金共済事業団	中小企業退職金共済事業団融資	事業主および中小企業団体等	労働者住宅、給食施設、保健施設、図書館等

(4) 地域の既存施設の開放

地域には、一般勤労青少年のための施設ではないが、国、地方公共団体、学校、企業がそれぞれの目的にそって設置しているものがあります。各種運動場、プールなど、もちろん本来の使用に支障があつてはいけませんが、遊休の場合、働く青少年の使用が許されることを望む声は高いのです。開放に伴う技術的な問題が十分検討され、その実現をみれば、働く青少年の余暇活動の振興に大きな役わりを果たすことが期待されるものです。

3 働く青少年のグループづくりのために

余暇活動はもちろん一人だけで行なうことができるものもあります。しかし、共通の立場や同じ目的をもつ仲間がグループをつくつてやれば、たのしみは倍加し、活動の内容も深まり発展することが期待されます。またグループ員間の相互作用で、各人の興味や関心もより広くなり、個性の発達や成長によい影響を及ぼすこととなります。

また、中卒就職者のうち3割以上が親元を離れて働いており、この人たちは余暇に家族とだんらんしたり、以前からの友だちや旧師と話す機会もありません。若いなかまの中でたがいに助ましながら自ら問題を解決しようという態度を養わせるためにも、健全なグループ活動を育てる必要があります。

グループでスポーツや音楽の練習、読書会や文集の発行、野外活動や社会奉仕活動などを行っている勤労青少年の団体もあり、これらに参加している青少年は、余暇をいきいきと楽しみながら、なやみや不満を互に話しあひ共感の中で働くよるこびや希望をもてるようになっていたといっています。

このように、グループ活動は

- 他人の意見を尊重する態度を養う
- 自主性を伸ばし、創意工夫の能力を発展させ、自信を育てる
- 他人と協同する態度や技術を学び、その喜びをしる
- 団体や社会の秩序規則を重んずる態度を養う

など、社会人として必要な好ましい態度を学ぶと同時に、ゆたかな人間性をはぐくむといわれます。

しかし、39年総理府広報室が東京都内(区部)中小企業の年少労働者625人について行つた調査では、何かのグループサークルに入っているものは13.7%しかありませんでした。

グループに参加すると、労働条件がしられる、なまいきになる、不良化するなど、使用者の中にはまだ偏見をもつ人もいますが、むしろ実際の活動例をみて、側面からの援助をはかり、活動の健全な発展をはかるようにしたいものです。

援助の方法はいろいろあります。

① 年少者にグループ活動への関心と興味をもたせる

勤労青少年のグループ活動には、趣味やスポーツなどを通して楽しみを見出そうとするもの、技能の研さんを目的とするもの、精神的に高い目的を追求しようとするものなどいろいろありますが、青少年の実情に即し、地域や職域での既存のグループを紹介し、参加したいという気持ちをもたせます。また、おしつけでなく、いろいろのヒントを与えて自分たちでもやつてみたいという趣味を育て、グループ作りの援助をします。

② 連絡場所などの提供の便宜をはかる

商店会、中小企業団体などの事務所の一部をグループの連絡場所や事務所として提供します。

③ グループの運営について援助をする

グループの運営について相談に応じるほか、各種行事の開催の際、会場や講師の斡旋、資金の援助などをします。このとき当然いろいろの指導をすることになりますが、グループの運営は、若い人たちが自身が自主的に、また民主的に行なつてはじめてその効果が発揮されるものですから、活動の内容や方向への指導援助が押しつけという形にならぬよう充分注意することが必要です。

④ その他

勤労青少年のグループ活動は個々の事例ごとにちがった様相を示すものですから具体的な援助の方法を一律にきめることは難しいと思われませんが、使用者、年少労働者福祉員、さらに地域各方面の協力により、グループリーダーの講習会、研究会などを開催し、青少年自身の中にグループを健全に活発に活動させていく力を育てることが大切なことです。

4 働く青少年の余暇活動行事を計画しよう

余暇活動は、それぞれの自発的な意志により、個人でまたはグループで日常活動として行なうものです。働く青少年自身がふだんの生活の中で、いきいきとスポーツ活動や文化活動をすすめることがのぞましいことです。

しかし、時には日を定めて、特別に各種スポーツ大会、文化祭、旅行、ハイキングその他の野外活動などの余暇活動行事を開催することは、余暇活動の振興に大きな意義があります。

平素個人やグループで行なっている活動の成果を、より大きな集団の中で発表するということは、活動に一つの目標を与えます。

他の参加グループとの交流により同じ活動をしている者同志の親善ともなり、それ自体楽しいことであるとともに、活動を一層さかんに行なおうとする意欲をよびおこします。また技術や各種経験の交流により、活動内容をより深め、市のひろいものとするこゝともできましよう。

さらに重要なことは、これまで活動に参加していなかつたひとびとに、余暇活動のたのしさを感じさせ、自分もやつてみようとする気持ちをよびおこすことです。

また、青少年自身が行事開催の企画や運営に参加する場合には、その面での経験を通じ、新しい能力の発揮や啓発の契機となることも考えられます。

働く青少年の余暇活動を振興するため、企業、企業団体、関係施設や団体、地域集団などで、余暇活動行事を計画し実施したいものです。

「働く青少年にゆたかな余暇活動を」という標語のねらいについて、余暇時間の確保、施設の充実、グループの育成、諸行事の計画などの面から考えてみましたが、余暇活動を盛んにするには、それなりに経済的うらづけを無視することはできず、賃金をふくめた労働条件の改善整備が基礎にあることはいうまでもありません。

働く青少年が、健康な美しい余暇活動を活発に行ない、ゆたかな人間性や創造的な能力を養つて、職場でも、社会でもいきいきとした生活をおくり健やかに成長していくことができるように、諸般の条件をととのえるために、ひろく社会一般の理解と協力をねがうものです。